

# 兵庫県公報

平成23年12月15日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	2
○ 警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	3

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第46号）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、個人県民税等について所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

生徒の豊かな人間性を育むことを目指し、高等学校及び特別支援学校の生徒が同じ教室、施設等において共に学ぶ等、共に助け合って生きていくことを実践的に学ぶ機会を提供するため、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育を行う兵庫県立高等学校及び高等部の知的障害のある生徒の自立に向けた教育を行う兵庫県立特別支援学校を次のとおり同一敷地内に新たに設置することとした。

名称	位置
兵庫県立阪神昆陽高等学校	伊丹市
兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	

### ●警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

東日本大震災において住民の避難誘導等の活動中に津波による災害を受けて殉職した警察職員について、国においては殉職者特別賞じゆつ金を支給するものとしたことに鑑み、兵庫県警察に勤務する警察職員（以下「職員」という。）が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、災害を受けて殉職した場合についても、殉職者特別賞じゆつ金を支給し、その功労に報い、もって職員の士気の高揚を図ることができるよう所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第46号

#### 兵庫県税条例等の一部を改正する条例

（兵庫県税条例の一部改正）

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第1項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税

等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改める。

附則に次の1条を加える。

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う個人の県民税の税率の特例)

第45条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第20条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中兵庫県税条例附則第6条第1項及び第2項の改正規定を削る。

附則第1項第4号中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同項第5号中「附則第1条第3号」を「附則第1条第5号」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附則第2項を削る。

附則第3項中「改正後の条例」を「第1条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「改正後の条例」という。)」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成24年4月1日」を「平成25年4月1日」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第12項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改め、同項を附則第11項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民緑税条例の一部改正)

2 県民緑税条例(平成17年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(県税条例附則第45条の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

2 県税条例附則第45条の規定の適用がある場合においては、第2条中「第20条」とあるのは、「附則第45条」とする。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第47号

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表中「兵庫県立伊丹西高等学校 伊丹市」を 伊丹市 に  
兵庫県立阪神昆陽高等学校 伊丹市)

改める。

(兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立こやの里特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	伊丹市	高等部
----------------	-----	-----

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。



警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第48号

警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する条例（昭和43年兵庫県条例第34号）の一部を次のように改正する。  
拗音に用いられている「ゆ」を「ゆ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第1項中「危害を加えられる」を「危害を加えられ、又は災害を被る」に、「危害を受け」を「危害又は災害を受け」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。